また、本件事業の事業計画は、平成７年７月７日付け大阪府告示1098号にて都市計画決定され、平成18年２月21日付け大阪府告示第370号で変更決定された都市計画と、車線数、法面等を除き基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件事業は、新名神高速道路の茨木北インターチェンジの出入り交通量を現道ルート及び府道茨木亀岡線に分散化を図るとともに、茨木北インターチェンジと茨木市中心部との連絡を担うもので、新名神高速道路の供用に合わせる必要がある。

また、北摂市長会から新名神高速道路供用までに本件事業を完成するよう、強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大阪府茨木市役所

○中国地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号

(三)　道路の区域

区間	後変 別更 前	敷地の幅員	延長
大阪府茨木市三島丁目一番一から同市木次町里八番一まで	後	二二・四メートル	〇・二キロメートル
大阪府茨木市三島丁目一番一から同市木次町里八番一まで	前	二二・四メートル	〇・二キロメートル
大阪府茨木市三島丁目一番一から同市木次町里九番三まで	後	二二・四メートル	〇・二キロメートル
大阪府茨木市三島丁目一番一から同市木次町里九番三